

1 事業名

所沢市一般職員の給与等に関する条例及び所沢市一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

2 事業の概要

保健所業務に必要な獣医師の採用及び中核市保健所等への当該職員の研修派遣に伴い、獣医師に適用する給料を定めるとともに、犬捕獲等業務手当を新設するものである。

【改正概要】

(1) 獣医師に適用する給料

- ・医療職給料表（二）の適用
- ・等級別基準職務表への獣医師の職務の追加

(2) 犬捕獲等業務手当

犬の捕獲、収容、抑留又は移送の業務に従事した職員に日額 400 円を支給

3 他自治体の類似する政策等

既に獣医師を採用している県内の他自治体においても、同様の規定が設けられている。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

地方公務員法

6 事業費及びその財源等

【改正による影響額】

1 人当たり約 8,900 千円（犬捕獲等業務手当 10 千円を含む。）

7 その他

添付資料

- ・新旧対照表

新

旧

議案第91号 所沢市一般職員の給与等に関する条例及び所沢市一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

◎所沢市一般職員の給与等に関する条例の一部改正（第1条関係）

別表第3（第3条関係）

医療職給料表（二）

略

備考 この表は、市民医療センター等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他市規則で定める医療技術職員に適用する。

別表第5（第3条の2関係）

等級別基準職務表

(1)・(2) 略

(3) 医療職給料表（二）等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	1 薬剤師の職務
	2 獣医師の職務
	3 栄養士の職務
	4 診療放射線技師の職務
	5 臨床検査技師の職務
	6 理学療法士の職務
	7 歯科衛生士の職務
2級	1 困難な業務を行う薬剤師の職務
	2 困難な業務を行う獣医師の職務
	3 困難な業務を行う栄養士の職務
	4 困難な業務を行う診療放射線技師の職務
	5 困難な業務を行う臨床検査技師の職務
	6 困難な業務を行う理学療法士の職務

別表第3（第3条関係）

医療職給料表（二）

略

備考 この表は、市民医療センター等に勤務する薬剤師、栄養士その他市規則で定める医療技術職員に適用する。

別表第5（第3条の2関係）

等級別基準職務表

(1)・(2) 略

(3) 医療職給料表（二）等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	1 薬剤師の職務
	2 栄養士の職務
	3 診療放射線技師の職務
	4 臨床検査技師の職務
	5 理学療法士の職務
	6 歯科衛生士の職務
2級	1 困難な業務を行う薬剤師の職務
	2 困難な業務を行う栄養士の職務
	3 困難な業務を行う診療放射線技師の職務
	4 困難な業務を行う臨床検査技師の職務
	5 困難な業務を行う理学療法士の職務
	6 困難な業務を行う歯科衛生士の職務

	7 困難な業務を行う 歯科衛生士の職務
略	

(4) 略

略	

(4) 略

◎所沢市一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正（第 2 条関係）

（特殊勤務手当の種類）

第 2 条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

(1)～(12) 略

(13) 犬捕獲等業務手当

（試験等業務手当）

第 1 3 条の 2 略

（犬捕獲等業務手当）

第 1 3 条の 3 犬捕獲等業務手当は、犬の捕獲、収容、抑留又は移送の業務に従事した職員に支給する。

2 前項の手当の額は、1 日につき 4 0 0 円とする。

（特殊勤務手当の種類）

第 2 条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

(1)～(12) 略

（試験等業務手当）

第 1 3 条の 2 略